

次の対象区域において、建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき認定を取り消しましたので、同条第4項の規定に基づき公告します。

令和2年3月9日

京都市長 門川 大作

認定事項

認定取消番号	認定取消年月日	対象区域
11-011	令和2年3月9日	京都市下京区下之町3番7, 3番9, 3番10, 3番14, 3番21, 3番27, 9番2, 10番2, 13番2, 14番2, 15番, 15番2から15番6まで, 15番8から15番25まで, 15番27, 15番28, 16番, 16番1から16番3まで, 17番1から17番11まで, 18番1から18番3まで, 19番2, 20番1から20番4まで, 20番6から20番15まで, 21番1から21番8まで, 32番, 33番, 56番, 56番1, 56番2, 57番1, 58番12から58番14まで, 58番22から58番25まで, 60番, 62番, 63番, 64番, 64番1, 67番, 70番及び71番並びに同区西之町9番, 9番3, 9番7, 11番2から11番4まで, 11番6, 12番2, 13番, 13番1, 13番2, 14番, 15番, 16番, 16番1, 16番2, 17番, 17番1, 18番, 18番1, 19番1から19番3まで, 20番, 20番1, 22番1, 23番, 23番1, 23番2, 24番, 24番1から24番11まで, 25番, 25番1から25番4まで, 28番1, 28番2及び29番1

(都市計画局建築指導部建築指導課)